

## 特定非営利活動促進法（NPO法）の改正等に伴う定款変更例

### 定款変更について

定款の変更する内容により、認証事項と届出事項に分かれます。なお、認証事項と届出事項を併せて変更する場合は、原則、届出と認証は別々に提出する必要がありますが、まとめて認証申請することも可能です。

区分	対象となる事項	効力発生日	縦覧期間
定款変更認証申請	名称、事業、役員、会議など	認証日	1ヶ月
定款変更届出	職員、資産、会計、公告など	総会で議決した日	不要

### 定款変更の認証と届出の区分等

次の頁に掲げる定款の変更例は、認証事項と届出事項に区分されます。

**定款の変更に係る変更**      **変更が必要なもの**      認証事項

#### 第50条

代表権に係る変更      変更が望ましいもの      認証事項

#### 第15条、第24条、第33条

収支から活動への変更      活動計算書に変更する場合は変更が必要      届出 + 認証事項

#### 第23条、第39条、第44条、第45条、第47条

みなし総会に係る変更      必要に応じて変更      認証事項

#### 第28条、第30条

みなし総会（みなし総会決議）とは、実際に総会を開催せずに決議を取る総会のこと。

予備費に係る変更      変更が望ましいもの      届出事項

#### 第29条、旧第46条（削除）、削除のため条番号の変更

公告の方法

第55条      必要に応じて変更      届出事項

その他

第37条      **変更が必要なもの**      認証事項

#### 第16条

第30条、第38条      必要に応じて変更      認証事項

第51条、第52条      必要に応じて変更      届出事項

条文の番号は一般的な定款例によるものです。貴団体の定款の番号とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。

条文の番号は一般的な定款例によるものです。貴団体の定款の番号とは必ずしも一致しませんのでご注意ください

新（変更後）	旧（現行）
<p>（職務） 第 15 条（略） <u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 3（略） 4（略） 5（略）</p>	<p>（職務） 第 15 条（略） 2（略） 3（略） 4（略）</p>
<p>（任期等） 第 16 条（略） <u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3（略） 4（略）</p>	<p>（任期等） 第 1 項 役員を選任を総会で定めると規定している場合のみ、第 2 項の規定を置くことができる。 （選任等） 2 「理事及び監事は、総会において選任する。」 3</p>
<p>（権能） 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)事業計画及び活動予算並びにその変更 (5)事業報告及び活動決算 (6)（略） (7)（略） (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)（略） (10)（略）</p>	<p>（権能） 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4)事業計画及び収支予算並びにその変更 (5)事業報告及び収支決算 (6)（略） (7)（略） (8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)（略） (10)（略）</p>
<p>（開催） 第 24 条（略） 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)（略） (2)（略） (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>（開催） 第 24 条（略） 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)（略） (2)（略） (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。</p>
<p>（議決） 第 28 条（略） 2（略） <u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>（議決） 第 28 条（略） 2（略）</p>

<p>( 表決権等 )  第 29 条 ( 略 )  2 ( 略 )  3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。  4 ( 略 )</p>	<p>( 表決権等 )  第 29 条 ( 略 )  2 ( 略 )  3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。  4 ( 略 )</p>
<p>( 議事録 )  第 30 条 ( 略 )  2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。  3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  ( 1 ) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容  ( 2 ) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  ( 3 ) 総会の決議があったものとみなされた日  ( 4 ) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>( 議事録 )  第 30 条 ( 略 )  2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p> <div data-bbox="826 721 1295 900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「署名又は記名」と規定しておく、議事録を作成する際、署名・記名、どちらでも対応できる。</p> </div>
<p>( 開催 )  第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  ( 1 ) ( 略 )  ( 2 ) ( 略 )  ( 3 ) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>( 開催 )  第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  ( 1 ) ( 略 )  ( 2 ) ( 略 )  ( 3 ) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>
<p>( 表決権等 )  第 37 条 ( 略 )  2 ( 略 )  3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  4 ( 略 )</p>	<p>( 表決権等 )  第 37 条 ( 略 )  2 ( 略 )  3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  4 ( 略 )</p>
<p>( 議事録 )  第 38 条 ( 略 )  2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。</p>	<p>( 議事録 )  第 38 条 ( 略 )  2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p> <div data-bbox="874 1908 1343 2056" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「署名又は記名」と規定しておく、議事録を作成する際、署名・記名、どちらでも対応できます。</p> </div>

<p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じることが</u>できる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
<p>(削除)</p> <p>(以下、条文番号が1つずつ繰り上げ)</p>	<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>
<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第 46 条 (略)</p>	<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第 47 条 (略)</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 48 条 (略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 49 条 (略)</p>
<p>(臨機の措置)</p> <p>第 49 条 (略)</p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第 50 条 (略)</p>

<p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p> <p>(4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)</u></p> <p>(5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p>(6) <u>役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)</u></p> <p>(7) <u>会議に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>
<p>(解散)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産手続開始の決定</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解散)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 破産</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、<u>法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、社会福祉法人に譲渡するものとする。</u></p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、<u>法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、社会福祉法人に譲渡するものとする。</u></p>
<p>(合併)</p> <p>第53条 (略)</p>	<p>(合併)</p> <p>第54条 (略)</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>1 この法人の公告は、<u>法人の主たる事務所の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>この法人の公告は、<u>法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。</u></p> <div data-bbox="868 1899 1356 2020" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現在定められている方法とは別の方法で貸借対照表の公告を行う場合</p> </div>

(細則) 第55条 (略)	(細則) 第56条 (略)
附則 この定款は、 年 月 日から施行する。	

## 《平成28年度法改正に係る貸借対照表の公告に係る留意事項》

貸借対照表の公告は平成29年4月1日を事業期間に含むものが対象となります。

ただし、公告に係る施行日は平成30年10月1日です。

貸借対照表の公告方法は、次の ~ のいずれかの方法で行わなければなりません。

NPO法人は貸借対照表に限らず公告の方法を定款に定める必要があります(法第11条第1項第14号)。公告の方法は、複数定めても構いませんが、その場合は定めた方法の中から選択するのではなく、すべての方法で公告しなければなりません。

官報に掲載する方法

日刊新聞紙に掲載する方法

電子公告(インターネット等による公告。内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む。)

法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

複数の公告方法を定めているNPO法人で、貸借対照表の公告方法を1つに限定したい場合や、通常の公告方法とは別の方法で貸借対照表の公告を行いたい場合は、次のように規定する方法もあります。(定款変更の変更届出事項になります。)

- (例1) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の 掲示場に掲示して行う。
- (例2) 1. この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。  
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、 県において発行される 新聞に掲載して行う。

日刊新聞紙による公告の場合は、貸借対照表の「要旨」を公告することで構いません。

「要旨」とは、掲載金額を千円単位にしたり、全ての科目を掲載するのではなく、法人の活動内容、規模、財務状況等を考慮した上で各項目を適切に区分してその合計額を掲載する方法です。

「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所」とは、利害関係者のみでなく広く市民が法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態を言います。

法人の掲示板や入り口付近に掲示するなど、マンションや民家の構造、アクセスの容易性などを踏まえて判断して下さい。

インターネット等の電子公告の場合、公告の中断期間が発生しないよう注意して下さい。

また、内閣府等のポータルサイトに掲載する方法も可能です。

公告の期間は、官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は5年間、法人の主たる事務所の掲示場に掲示する場合は1年間、継続して公告する必要があります。

法人の解散に係る公告は、定款に規定していなくてもNPO法の規定により、必ず官報により行う必要があります。